

事 務 連 絡  
平成 28 年 2 月 24 日

公益社団法人 全日本病院協会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

### 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行について

平素より厚生労働行政の推進にご尽力いただき感謝申し上げます。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）については、本年 4 月 1 日から全面施行され、国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が 300 人を超えるものは、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「一般事業主行動計画」という。）の策定等が義務付けられることとなります。

については、下記にご留意の上、一般事業主行動計画の策定等について貴団体内への周知方よろしくをお願いします。

### 記

#### 1. 一般事業主について

一般事業主とは、国及び地方公共団体以外の労働者を雇用して事業を行う全ての事業主を指し、個人事業主にあつてはその事業主個人、会社その他の法人組織の場合はその法人そのものを指すものであること。したがって、独立行政法人、特殊法人、特別民間法人、社会福祉法人、医療法人等も一般事業主に該当すること。

#### 2. 一般事業主に義務付けられること

常時雇用する労働者の数が 300 人を超える一般事業主は、

- ① 自らの組織の女性の活躍に関する状況把握、課題分析
- ② 状況把握、課題分析を踏まえた一般事業主行動計画の策定、社内周知、公表
- ③ 行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出
- ④ 女性の活躍に関する情報の公表

が義務付けられ、本年 4 月 1 日には、上記①～④が実施済みである必要があること。

常時雇用する労働者の数が 300 人以下の一般事業主は、上記①～④が努力義務となっていること。

### 3. その他

法の概要に関する周知資料を添付するので参考とされたいこと。また、法の詳細や事業主向けのパンフレットについては、厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）において確認されたいこと。

URL : <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

## 【301人以上の労働者を雇用する事業主の皆様へ】

平成28年4月1日までに①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②行動計画の策定・届出、③情報公表などを行う必要があります。

301人以上の労働者（※）を雇用する事業主の皆様は、以下のご準備をお願いします。

※ 労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。また、300人以下の事業主の皆様は努力義務となっています。

### ① 自社の女性の活躍状況を把握し（※1）、課題分析を行ってください（※2）

次の女性の活躍状況（①～④：基礎項目）については必ず把握し、課題分析を行ってください。

#### ①採用者に占める女性比率 ②勤続年数の男女差 ③労働時間の状況 ④管理職に占める女性比率

★女性の活躍状況の把握や課題分析のための支援ツールについては、厚生労働省のホームページにおいて公表しています。ぜひご活用ください！

（※1）そのほかの選択項目については、厚生労働省令で定めています。

（※2）望ましい課題分析の手法については、行動計画策定指針で定めています。

### ② 行動計画の策定、届出、社内周知、公表を行ってください

ステップ1の結果を踏まえて、女性の活躍推進に向けた①行動計画の策定、②都道府県労働局への届出、③労働者への周知、④外部への公表を行ってください。

①行動計画には、(a)計画期間 (b)数値目標 (c)取組内容 (d)取組の実施時期を盛り込んでください。

★女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースについては、来年2月頃厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、行動計画の公表先として、ぜひご活用下さい！

（※）労働者への周知方法、外部への公表方法については、厚生労働省令で定めています。

（※）効果的な取組内容については、行動計画策定指針で定めています。

### ③ 自社の女性の活躍に関する情報を公表してください

優秀な人材の確保と企業の競争力向上につなげるため、自社の女性の活躍に関する情報を公表してください。

★女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースについては、来年2月頃厚生労働省のホームページにおいて公表予定ですので、情報公表先として、ぜひご活用下さい！

（※）①採用者に占める女性比率、②勤続年数の男女差、③労働時間の状況、④管理職に占める女性比率のほかの公表項目、公表方法については、厚生労働省令で定めています。

（※）公表項目はそこから、適切であると考える項目を一つ以上選んで公表してください。

さらに！

## 女性活躍推進に関する認定取得を目指しましょう！

行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、**厚生労働大臣の認定**を受けることができます。

(※) 認定基準については、厚生労働省令で定めています。

(※) 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。

また、**行動計画策定指針**において、右に掲げる項目を中心とする女性の活躍推進のための**効果的な取組**を盛り込んでいます。女性の活躍推進に向けた取組の実施に当たり、ぜひご活用ください！

女性活躍推進法特集ページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

検索！

女性活躍推進法特集ページ



女性活躍推進法の詳細は、**厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）**をご覧ください。

その他のお問い合わせについては、最寄りの都道府県労働局雇用均等室までお気軽にどうぞ。

【受付時間 8時30分～17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)】

### 女性の活躍に向けて、考えられる取組分野

- ◆ 女性の積極採用に関する取組
- ◆ 配置・育成・教育訓練に関する取組
- ◆ 継続就業に関する取組
- ◆ 長時間労働是正など働き方の改革に向けた取組
- ◆ 女性の積極登用・評価に関する取組
- ◆ 雇用形態や職種の転換に関する取組
- ◆ 女性の再雇用や中途採用に関する取組
- ◆ 性別役割分担意識の見直しなど職場風土改革に関する取組

北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2859	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-224-6288	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8827
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼玉	048-600-6210	愛知	052-219-5509	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

事務連絡  
平成 28 年 2 月 19 日

各内部部局 御中

雇用均等・児童家庭局

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）については、本年 4 月 1 日から全面施行され、国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が 300 人を超えるものは、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「一般事業主行動計画」という。）の策定等が義務付けられることとなります。

ついては、下記にご留意の上、一般事業主行動計画の策定等について貴部局所管の関係機関、関係団体及び関係業界等に対する周知方よろしく申し上げます。

### 記

#### 1. 一般事業主について

一般事業主とは、国及び地方公共団体以外の労働者を雇用して事業を行う全ての事業主を指し、個人事業主にあってはその事業主個人、会社その他の法人組織の場合はその法人そのものを指すものであること。したがって、独立行政法人、特殊法人、特別民間法人、社会福祉法人、医療法人等も一般事業主に該当すること。

#### 2. 一般事業主に義務付けられること

常時雇用する労働者の数が 300 人を超える一般事業主は、

- ① 自らの組織の女性の活躍に関する状況把握、課題分析
- ② 状況把握、課題分析を踏まえた一般事業主行動計画の策定、社内周知、公表
- ③ 行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出

④ 女性の活躍に関する情報の公表

が義務付けられ、本年4月1日には、上記①～④が実施済みである必要があること。

常時雇用する労働者の数が300人以下の一般事業主は、上記①～④が努力義務となっていること。

3. その他

法の概要に関する周知資料を添付するので参考とされたいこと。また、法の詳細や事業主向けのパンフレットについては、厚生労働省ホームページ(女性活躍推進法特集ページ)において確認されたいこと。

URL : <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

(本件連絡先)

雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課  
法規係 田中・栞田(内線 7838)

Mail : [tanaka-kumiko@mhlw.go.jp](mailto:tanaka-kumiko@mhlw.go.jp)  
[kuwada-yuusuke@mhlw.go.jp](mailto:kuwada-yuusuke@mhlw.go.jp)